

秘密保全法制定に反対する会長声明

2011年8月8日、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」は、秘密保全法制を早急に整備すべきである旨の「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下、報告書という。）を発表した。

しかし、報告書が想定する秘密保全法の内容は、以下のとおり、そもそも立法事実が認められない上、知る権利など国民の憲法上の諸権利を侵害する恐れが強く、国民主権といった日本国憲法の統治機構の根幹をも揺るがしかねないものであるから、到底容認できるものではない。

1 立法事実が存在しないこと

報告書は、秘密保全法の必要性として、近年の情報漏えい事件の発生や、現行法制では秘密漏えいを防ぐのに十分ではないことを挙げている。

しかし、報告書が念頭に置いている尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件などは、国家公務員法など既存の法制の運用により十分対応できるものである。したがって、新たな法律を必要とする事実は存在しない。

むしろ、東京電力福島第1原発事故では、放射性物質の拡散予測やメルトダウンの事実など、国民の安全に関わる極めて重要な情報が政府機関により隠蔽されていることからすれば、情報公開の徹底こそが喫緊の課題である。

2 特別秘密の概念が広範で恣意的運用の恐れがあること

報告書では、秘密保全法で保全の対象となる「特別秘密」の内容に関し、「国の安全」、「外交」、「公共の安全及び秩序の維持」という3分野の情報をあげている。

しかし、「国の安全」、「外交」、「公共の安全及び秩序の維持」という概念は極めて広範であり、例えば、国民の関心の高い原発事故に関する情報なども含め、およそ国政に関わる全ての情報が「特別秘密」の対象となりかねない。

この点につき、報告書は、自衛隊法の防衛秘密の仕組みと同様に、特別秘密事項に該当する事項を別表に具体的に列挙することにより限定が可能だとしているが、自衛隊法の場合と同じように別表において秘密に該当する事項が網羅的に規定されてしまえば、別表とて無意味であり、限定としての機能を有しない。

さらに、報告書によれば「特別秘密」にあたるか否かを判断するのは行政機関とされ、その判断を事前・事後に検証する第三者機関などの組織は想定されておらず、行政機関による恣意的な運用を防ぐ組織的な手立てもない。

以上からすれば、秘密保全法が制定されれば、行政機関が不都合な情報を恣意的に指定することにより国民の目を欺き続けるための手段として使われる恐れがある。その結果、国民が政治的な意思決定をするために必要な国政に関する情報を得ることが不当に阻害される危険性がある。

3 取材・報道の自由が侵害される恐れがあること

報告書は、上述のような広範な「特別秘密」を想定した上、「特別秘密」を社会通念上是認できない手段で取得しようとする「特定取得行為」やその未遂を処罰し、さらには「特定取得行為」・「漏えい行為」の共謀行為、独立教唆、扇動行為まで処罰しようとしている。

しかし、報告書のいう「社会通念上是認できない手段」や「扇動行為」の外延は極めて曖昧かつ広範であり、また、「漏えい行為」の独立教唆・扇動行為が正当な取材活動として許容される範囲も明確ではない。したがって、その解釈如何によっては、特別秘密に関する取材活動が一般的に犯罪構成要件に該当し、処罰や捜査の対象となる危険性がある。このような極めて広範かつ曖昧な犯罪構成要件によって取材活動を規制することは、憲法21条に違反する上、罪刑法定主義にも反するものである。

しかも、「特定取得行為」や「漏えい行為」に対する独立教唆等に対する刑の上限として懲役10年と非常に重い刑が想定されているため、秘密保全法が取材・報道活動に与える萎縮効果は絶大である。

このような秘密保全法が制定されれば、本来権力を監視する役割を担うマスコミが、逆に権力に監視される側に陥る危険さえあり、これによって国民の知る権利が侵害される恐れがある。

4 プライバシー権や思想信条の自由が侵害される恐れがあること

報告書では、特別秘密を取り扱う機関が「特別秘密」を取り扱う者について、その適正を評価する制度（適正評価制度）を取り入れて実施すべきであるとする。

そして、報告書は、特別秘密を取り扱う機関が、適正評価にあたり行うべき具体的な調査事項として、「我が国の利益を害する活動への関与」、「犯罪歴」、「信用状態」、「精神病の通院歴」などを挙げる。

しかし、これらの情報はプライバシーの最たるものであり、これらの情報を国家が一括して管理する行為は、国民のプライバシーを侵害することになる。また、「我が国の利益を害する活動への関与」との表現も非常に曖昧であって、時の政権への批判といった一般的な政治活動や、宗教活動をも含みかねない。

また、調査の対象には「特別秘密」を扱うことになる民間人やその家族なども含まれることから、秘密保全法が制定されれば、国家が、個人の思想信条を広く調査し、監視することが可能となってしまう。

以上の理由から、当会は、日本国憲法上の国民の諸権利や基本理念を害する恐れが強い秘密保全法の制定には反対であり、法案が国会に提出されないよう強く求める。

2012年（平成24年）7月20日

群馬弁護士会

会長 石原栄一